

## 【高齢者等終身サポート事業者ガイドライン 当社対応内容】

政府ガイドライン項目	当社実績	当社対応内容
契約内容の適正な説明がなされている	○	契約時にケアマネージャーや医療従事者等同席の上、契約書と重要事項説明書を双方にて読み合わせをして不明な点は理解できるよう判り易く説明しています
契約書・重要事項説明書を交付、説明している	○	契約書、重要事項説明書を2部作製し1部を交付すると共に内容について明確な説明をしています
提供するサービス内容と費用を明確に説明している	○	契約書にサービス内容と費用を紐づけて記載し、明確に説明しています
契約を解除する際の手順や解除料について説明している	○	重要事項説明書に「中途解約」の項目を設け、解約の方法や費用について明示し説明しています
寄付や遺贈を契約条件にしていない	○	寄附や遺贈を前提とした契約は行っていません
介護・医療関係者等と連携して対応している	○	毎月1回の定期訪問を行い、本人の状況を確認すると共にケアマネージャー、ヘルパー、病院などと連携して本人にとって最適な生活が送れるようにしています
提供したサービスの時期や内容・費用等の記録の作成、保存、説明をしている	○	サービス提供が行われた際に実施時期、内容、費用を記録し保存すると共に本人に内容の説明をしています
利用者の判断能力が不十分となった場合に成年後見制度の活用をしている	○	契約書の第7条「財産管理」の中に財産管理をする見込みが無いと判断したときは成年後見人選任の申立を働きかける旨の規程があります
預託金（前払金）を運営資金と明確に区分して管理している	<b>預託金制度なし</b>	当社は預託金制度を設けておらず、費用発生都度請求しています

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」

2024年6月に政府により高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるように資するようにするために策定されたもの